

## 高松市中心市街地活性化協議会規約

### (設置)

第1条 高松商工会議所及び高松丸亀町まちづくり株式会社(以下「設置者」という。)は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)(以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

### (名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「高松市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)」と称する。

### (事務所)

第3条 協議会は、事務所を香川県高松市番町二丁目2番2号 高松商工会議所内に置く。

### (目的)

第4条 協議会は、地域における社会的・経済的及び文化的活動の根拠となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図るため、その実施に必要な事項に係る協議を行うことを目的とする。

### (公告の方法)

第5条 協議会の公告は、高松市の広報への掲載の他、必要があると認めるときは、四国新聞掲載等によりこれを行うものとする。

### (事業)

第6条 協議会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 高松市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 高松市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 高松市中心市街地の活性化に関する構成員相互の意見及び情報交換
- エ 高松市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ 協議会の構成員及び地域向けの情報発信(会報の発行、ホームページ開設、メールマガジン配信)
- キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

#### (2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること
- ウ 街なか居住促進事業に関すること
- エ 商業活性化に関すること
- オ 都市交通の整備事業に関すること

(3) その他中心市街地の活性化に関すること

(構成員、委員)

第7条 協議会は、次の者をもって構成し、委員は、その役・職員のうちから設置者が委嘱する。

(1) 高松商工会議所

(2) 高松丸亀町まちづくり株式会社

(3) 香川県

(4) 高松市

(5) 法第15条第4項第1号及び第2号の規定に該当する者

(6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第5号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第5号に規定するものでなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、非常勤とする。

(会長、副会長、監事)

第8条 協議会に、会長1人、副会長2人及び監事2人を置く。

2 会長及び監事は、委員の互選による。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、協議会の運営のための活動を行う。

4 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、高松商工会議所が処理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)は、会長が召集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 協議会の構成員は、会議において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(ワーキンググループの設置)

第12条 協議会の協議・検討に必要な事項について調査または研究を行うために、協議会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザーの設置)

第13条 協議会の協議・検討に必要な事項について助言を得るため、専門家等のアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバーの設置)

第14条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第16条 協議会に要する経費は、寄附金、補助金、助成金及びその他の収入により充てるものとする。

(解散)

第17条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、高松商工会議所が清算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

## 附 則

1 この規約は、平成18年11月1日から施行する。

2 協議会設置時の委員の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。